

県営住宅等の駐車場のしおり

【令和7年4月改定版】

和歌山県 県土整備部
都市住宅局 建築住宅課

目次

第1	駐車場を使うにあたって	1～4 p
1	使い方	1 p
2	駐車場を使えない場合	1 p
3	駐車できる自動車	2 p
4	使える区画の数及び台数	2 p
5	使用料	2 p
6	使用料の減免	3 p
7	有効期間	4 p
8	条件	4 p
第2	申込みから使用まで	5～11p
1	基本的な流れ	5 p
2	区画の割当て	5 p
3	申込み	6 p
	【記載例1 通常使用】	7 p
	【記載例2 介護等使用】	8 p
	【記載例3 介護等使用の誓約書】	9 p
4	口座振替納付	10p
5	使用者決定	11p

第3 使用を開始した後 12・13 p

- 1 変更があったとき（区画番号以外） 12 p
- 2 区画番号を変更したいとき 13 p
- 3 有効期間が満了する前に 13 p
- 4 一時使わないとき 13 p
- 5 駐車場が不要になったら 13 p

第4 管理機関と団地ごとの駐車場の区画数 14~17 p

- 1 和歌山県住宅供給公社住宅管理課 14・15 p
- 2 日高振興局建設部総務調整課 15 p
- 3 西牟婁振興局建設部建築課 16 p
- 4 東牟婁振興局串本建設部総務用地課 16 p
- 5 東牟婁振興局新宮建設部総務調整課 17 p

第1 駐車場を使うにあたって

1 使い方

次の2つがあります。

- (1) **通常使用**（住んでいる人が持っている（車検証の所有者であるという意味です。）又は使っている（車検証の使用ユーザーであるという意味です。）車を置きます。）
- (2) **介護等使用**（介護等にくる人が車を置きます。）

※ 「駐車場を使う」とは、「地面を借りる」ではなく「区画に車を置く」という意味です。

2 駐車場を使えない場合

次のいずれかに当てはまる場合は使えません。

- (1) 持っておらず、かつ、使っていない車を置こうとするとき。
- (2) 家賃又は駐車場使用料を滞納しているとき。
- (3) 迷惑行為をしているとき。
- (4) 正当な理由なく15日以上住宅にいないとき。

例 外

原則、住んでいる人が持っておらず、かつ、使っていない車は、(1)のとおり置けませんが、次の場合は、**例外として置くことができます。**

ア **介護等使用として、介護等をする人が車を置くとき。**

イ **車の持ち主（事業主に限ります。）が、住んでいる人がその車を独占的に使ってもよいことを証明しているとき。**

3 駐車できる自動車

区画の幅と長さの標準は、それぞれ幅250cm、長さ500cmです。(この幅と長さは標準です。これと異なる場合もあります。) この幅と長さに入る自動車に限ります。(二輪車は置けません。)

4 使える区画の数及び台数

1 住戸につき 1 区画で、お申込みいただいた車 1 台に限ります(介護等の場合を除きます。)。ただし、空き区画がある場合は、2 区画目を使える場合があります。

5 使用料

駐車場の使用には、次の料金がかかります。

(1) 金額

ア 和歌山市にある駐車場

1区画につき月額 3,210円

イ 和歌山市以外の市(田辺市鮎川及び田辺市中辺路町栗栖川を除きます。)

に所在する駐車場

1区画につき月額 2,570円

ウ ア及びイ以外の区域に所在する駐車場

1区画につき月額 2,250円

(2) 納付日 毎月末日にその月分を納付してください。

(3) 使用期間が1月に満たないとき 日割り計算します。

6 使用料の減免

自動車税の減免（種別割・環境性能割のいずれでもかまいません。）又は**軽自動車税の減免**（以下「自動車税等の減免」といいます。）を受けている方は、**駐車場使用料の減免を受けることができます。**

(1) 減免額

駐車場使用料の全額です。

(2) 減免期間

自動車税等の減免を受けている間、減免を受けることができます。ただし、自動車税等の減免の申請が遅くなり、全額（限度額）の減免を受けることができなかった場合は、自動車税等の減免に対応した期間に限り、駐車場使用料の減免を受けることができます。

(3) 申請

駐車場使用料の減免を受けるためには、**申請が必要**です。

ア **自動車税等の減免を受けていることがわかる書類の写しと申請書**を、お住いの団地を管理する**和歌山県住宅供給公社又は振興局建設部**（以下「管理機関」といいます。）に**提出**してください。（自動車税の減免を継続して受けられた場合も同様とします。）

イ **新規の駐車場の使用の場合**は、できるだけ**駐車場利用申込みと同時に減免の申請**をしてください。

7 有効期間

(1) 種類

「1年」、「3年」及び「退去まで」の3種類があります。

(3) 2区画目の使用者決定の有効期間

ア 1区画目より短い有効期間が設定されています。

イ 有効期間中であっても、お使いの区画について、1区画目の申込みがあり、その使用者決定があった場合は、お使いの区画を明け渡していただきます。

8 条件

使用者決定には、次の条件が付きます。**条件をお守りいただけない場合は、区画を明け渡していただくこともあります。**

(1) **申し込んだ車以外の車を置かない**でください。

(2) 駐車場又はその付帯する設備を壊さないでください。

(3) 周りを汚したり、他の方に迷惑になるようなことはしないでください。

※ 特に発火物や引火物を持ち込むことはやめてください。

(4) **区画を第三者にまた貸したり、他の者に使わすことは、しないで**ください。

(5) 区画を駐車以外の用途に使わないでください。

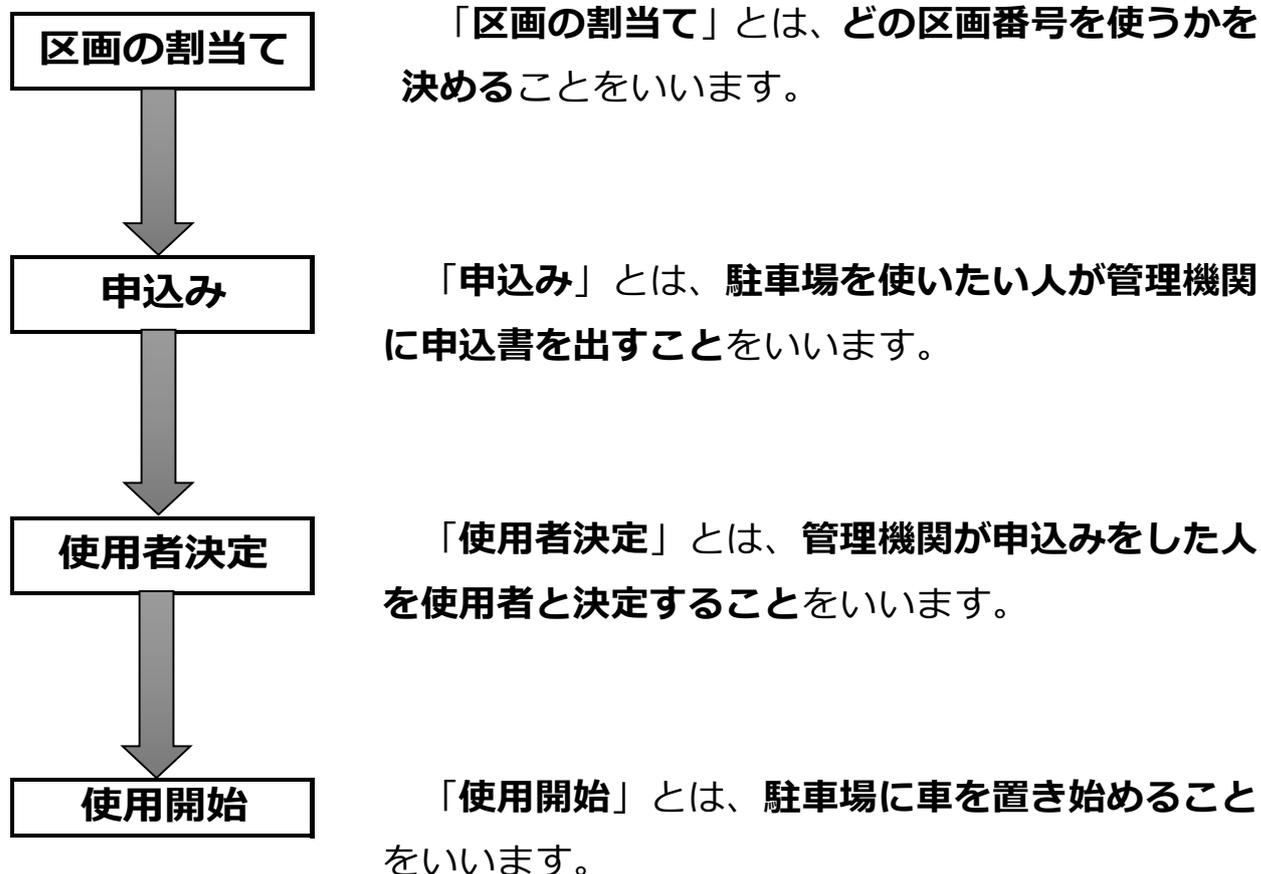
(6) 区画に手を加えたり、変えたりしないでください。この場合は、使用者の責任で修復し、賠償していただきます。

(7) **駐車場内の事故、盗難などについて、県は、一切責任を負いません。**

第2 申込みから使用まで

駐車場を使うためには、**申込みが必要**です。

1 基本的な流れ



2 区画の割当て

団地によって、様々ですので、**管理機関にお問い合わせください。**

※ 概ね①部屋番号によって、区画番号が決まっている場合と、②空いている区画番号を割り当てる場合の2つがあります。

3 申込み

次の書類を持参又は郵送で提出してください。

(1) 通常使用の場合

ア 県営住宅等駐車場使用申込書（以下「**申込書**」といいます。）

イ 車検証の写し

※ 車検証の写しを提出できない事情がある場合は、**申込書におおよその提出予定日を記載**してください。提出予定日を過ぎて、かつ、督促にも応じていただけないときは、使用者決定を取り消すことがあります。

※ 車検証の所有者又は使用者が会社などの事業者であって、その車をお住いの方が独占的に使っていると証明してもらえるときは、申込書に**証明書と車検証の写しを添えて提出**してください。

(2) 介護等使用の場合

ア **申込書**

イ **誓約書**

※ **介護等のために駐車する人1名につき誓約書1枚**を書いてもらって提出してください。ただし、介護等事業者の場合は、1事業所につき1枚で差し支えありません。

【記載例 1 通常使用】

県営住宅駐車場使用申込書

令和3 年 8 月 3 日

和歌山県住宅供給公社理事長 様

押印不要です。

(団地名) 県営住宅 **和歌山** 団地

1 号棟 **1** 階 **1** 号室

公社管内の団地は、あて先が公社理事長になります。

(入居者又は同居者氏名) **紀の国 太郎**

(電話番号) **▽▽▽-▽▽▽▽-◇◇◇◇**

県営住宅の駐車場を使用したいので、和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）第49条の規定により下記のとおり申し込みます。

割り当てを受けた区画番号を書いてください。

記

1 1区画目・2区画目の別 (当てはまるものにチェックを付けてください。)

① 1区画目 ② 2区画目

2 区画番号 **5** 番

車を置き始める日を書いてください。

1年のときは「令和4年8月31日」、3年のときは「令和6年8月31日」、退去までの「退去」と書いてください。

3 使用の形態 (当てはまるものにチェックを付けてください。)

① 自家用車 ② 介護等 ③ その他

4 使用希望期間 **令和3年 9月 1日** から **退去** まで

5 使用に係る自動車のナンバープレートの番号 (介護等による使用の場合は、記載不要です。)

和歌山 **500** **た** **87** **58**

自動車検査証の写しを添付できない場合の提出予定日 年 月 日

6 自動車の大きさ (介護等による使用の場合は、記載不要です。)

幅 **170** センチメートル 長さ **340** センチメートル

添付書類 自動車検査証の写し

車検証のとおり書いてください。

備考

- 1 太線枠内を記載してください。
- 2 介護等による使用の場合は、駐車する方の誓約書（別記第2号様式）を添付してください。
- 3 申込をした方が、自動車検査証の所有者及び使用者のいずれにも該当しない場合は、3は③にチェックし、証明書（別記第3号様式）を添付してください。
- 4 自動車検査証の写しが添付できない場合は、上記5の提出予定日に提出予定日を記載し、その日までに必ず自動車検査証の写しを提出してください。
なお、提出予定日から相当の期間が経過した上に、県からの指示にも応じていただけない場合は、使用者決定をを取り消すことがあります。
- 5 2区画目の使用の期間中、その区画について、別の者に対する1区画目の使用者決定があった場合は、その区画を明け渡していただくことになります。

【記載例 2 介護等使用】

県営住宅駐車場使用申込書

令和3 年 8 月 3 日

和歌山県住宅供給公社理事長 様

押印不要です。

(団地名) 県営住宅 **和歌山** 団地

1 号棟 **1** 階 **1** 号室

公社管内の団地は、あて先が公社理事長になります。

(入居者又は同居者氏名) **紀の国 太郎**

(電話番号) **▽▽▽—▽▽▽—◇◇◇◇**

県営住宅の駐車場を使用したいので、和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）第49条の規定により下記のとおり申し込みます。

割り当てを受けた区画番号を書いてください。

記

1 1区画目・2区画目の別（当てはまるものにチェックを付けてください。）

① 1区画目 ② 2区画目

2 区画番号 **5** 番

車を置き始める日を書いてください。

1年のときは「令和4年8月31日」、3年のときは「令和6年8月31日」、退去までの「退去」と書いてください。

3 使用の形態（当てはまるものにチェックを付けてください。）

① 自家用車 ② 介護等 ③ その他

4 使用希望期間 **令和3年 9月 1日** から **退去** まで

5 使用に係る自動車のナンバープレートの番号（介護等による使用の場合は、記載不要です。）

自動車検査証の写しを添付できない場合の提出予定日 年 月 日

6 自動車の大きさ（介護等による使用の場合は、記載不要です。）

幅 センチメートル 長さ センチメートル

添付書類 自動車検査証の写し

備考

- 太線枠内を記載してください。
- 介護等による使用の場合は、駐車する方の誓約書（別記第2号様式）を添付してください。
- 申込をした方が、自動車検査証の所有者及び使用者のいずれにも該当しない場合は、3は③にチェックし、証明書（別記第3号様式）を添付してください。
- 自動車検査証の写しが添付できない場合は、上記5の提出予定日に提出予定日を記載し、その日までに必ず自動車検査証の写しを提出してください。

なお、提出予定日から相当の期間が経過した上に、県からの指示にも応じていただけない場合は、使用者決定をを取り消すことがあります。

5 2区画目の使用の期間中、その区画について、別の者に対する1区画目の使用者決定があった場合は、その区画を明け渡していただくことになります。

【記載例3 介護等使用の誓約書】

誓約書

令和3年8月1日

和歌山県住宅供給公社理事長様

ヘルパーさんの事業所の例です。

押印不要です。

指定を受けた事業所の住所、
名称、管理者の氏名及び電話
番号を指定のとおり書いてく
ださい。

(住所)

〒▲▲▲-●●●●

和歌山市西長町2丁目100番地

(氏名)

ヘルパーステーションひまわり

管理者 本田 登美子

(電話番号)

073-●●●-▲▲▲▲

下記のとおり県営住宅の駐車場を使用するに当たり、和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）その他県営住宅の駐車場に関する規程を順守することを誓約します。

申込書と同じにしてください。

1 区画

県営住宅

和歌山

団地

5

番

2 使用に係る入居者又は同居者の住宅番号

1

号棟

1

階

1

号室

実際に団地に来る人の氏名と
電話番号を書いてください。

3 使用に係る入居者又は同居者との関係（当てはまるものにチェック）

① 親族

② 事業者

③ ①又は②に準ずる者（

）

4 使用に係る自動車のナンバープレート等

ナンバープレート	運転者の氏名（上段）及び 携帯電話番号（下段）	自動車の幅（cm）	自動車の長さ（cm）
和歌山500 と ▲▲-●●	太田 裕子 090-▲▲▲▲-●●●●	165	335
和歌山500 ま ○○-▽▽	和田 民子 090-▽▽▽▽-○○○○	170	350

車検証のとおり書いてください。

備考

- 太線枠内を記入してください。
- 介護事業者その他の団体である場合の住所、氏名及び電話番号は、それぞれ次のとおり記入してください。
 - 住所 事業所の所在地
 - 氏名 事業所の責任者職氏名
 - 電話番号 事業所の電話番号
- 上記3の③の場合のみ入居者又は同居者との関係を（ ）に記入してください。
- 上記4は、実際に駐車場に駐車する予定の全ての自動車のナンバープレート等を自動車検査証を参照の上、記載してください。また、運転者の氏名についても、実際に運転される方の氏名を記載してください。
- 上記4の行数が不足する場合は、適宜足してください。

4 口座振替納付

県ではできる限り、使用料を口座振替により納付いただくようお願いしています。

つきましては、申込みの際に**和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書兼廃止届書）**を、使用料を払うのにお使いになる口座がある金融機関へ提出されますようお願いいたします。

和歌山県口座振替納付依頼書(自動払込利用申込書兼廃止届書)

通帳などのとおり記入してください。

日付は空けておいてください。

駐車場の使用を申し込んだ人と同じ氏名で、国地の住所を記入してください。

通帳などのとおり記入してください。
なお、口座名義人は、納入義務者と同じ人となりますので、ご注意ください。

④に○をしてください。

種別	通知書番号等	振替方法	種別	払込先(口座番号)	振替額	振替期
① 個人事業税		定期及び随時	※	00000-0-900113		
② 自動車税		年1回払い	※	00000-0-900113		
③ 県営住宅使用料		月1回払い	※	00000-4-900002		
④ 公営住宅敷地駐車場使用料						
⑤ 母子福祉資金償還金						
⑥ 高齢福祉資金償還金						
⑦ 母子高齢福祉対策資金償還金						
⑧ 児童福祉施設負担金						
⑨ 心身障害者扶養共済掛金		月1回払い				
⑩ 進学奨学金等貸付金元利収入		年1回払い又は年2回払い				
⑪ 進学奨学金貸付金元利収入		月1回払い	※	00000-4-900002		
⑫						

取振項目・費目	振替先(口座番号)	振替額	振替期
個人事業税			
自動車税			
県営住宅使用料			
公営住宅敷地駐車場使用料			
母子福祉資金償還金			
高齢福祉資金償還金			
母子高齢福祉対策資金償還金			
児童福祉施設負担金			
心身障害者扶養共済掛金			
進学奨学金等貸付金元利収入			
進学奨学金貸付金元利収入			

金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)にてお申し込みできる振替口座が異なります。
振替は、振替期に行います。

振替日(払込日) 初期
口座振替(自動払込) 納付の
振替日(振込日) 初期
振替日(振込日) 初期
振替日(振込日) 初期

金融機関使用印
受付日押印
(取振期日押印)

ゆうちょ銀行(郵便局)をご指定の場合は自動払込み振替が適用されます。

5 使用者決定

(1) 決定されたら

県営住宅等駐車場使用者決定通知書（以下「**通知書**」といいます。）を郵送してお知らせします。

(2) 使用開始日

通知書には、使用開始日を書いてあります。その日が使用料の発生日となりますので、できるだけその日から使用を開始してください。

第3 使用を開始した後

1 変更があったとき（区画番号以外）

次の表の左の欄に記載している事項に変更があったときは、同表の右に記載している書類を添えて、県営住宅等駐車場使用者決定変更届を提出してください。

変更のあった事項	添付書類
氏名	車検証の写し ※ 人が変わるときは、氏名の変更ではありません。使用者決定をとりなおしてください。
電話番号	なし
自動車	車検証の写し ※ 変更の時点で車検証がないときは、できあがってから後日必ず提出してください。
ナンバープレート	車検証の写し
介護等に来てくれる人（事業所）	新しく来てくれる人（事業所）が書いた誓約書 ※ 介護等に来てくれる人が増える場合も同じです。
介護等に来る車又は置く人の電話番号	変更後の内容を書いた誓約書

2 区画番号を変更したいとき

原則として、区画番号は変更できません。ただし、病気などにより日常生活に制限を受けることになった場合など区画番号の変更がどうしても必要な場合は、管理機関までご相談ください。

3 有効期間が満了する前に

有効期間が「退去まで」でない場合は、有効期間が満了するまでに更新が必要です。

更新が必要な場合は、ご案内をしますのので、その案内にしたがって、お手続きください。

4 一時使わないとき

入院などにより15日以上、区画に車を置かないときは、県営住宅駐車場一時不使用届出書を管理機関に提出してください。

5 駐車場が不要になったら

明け渡そうとする日（車を区画に置かなくなる日）の10日前までに、県営住宅駐車場明渡届出書を、管理機関に提出してください。

第4 管理機関と団地ごとの駐車場の区画数

1 和歌山県住宅供給公社住宅管理課

〒 640-8150

和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル 1階

☎ 073-425-6885

市町村	団地名	区画数
和歌山市	川永	251
	千旦	227
	鴨沼	130
	栄谷	249
	千旦第二	90
	延時	110
	西脇グリーン	314
	三葛	110
	東松江	111
	楠見	146
	ニューかわなが(特公賃含む)	197
	雄湊	25
	宮前駅前(特公賃含む)	40
	城北(特公賃含む)	33
	紀伊	130
	今福第一(特公賃含む)	22
今福第二	174	
西浜	39	

* 特定公共賃貸住宅の駐車場の使用は、概ね県営住宅の駐車場と同じですが、様式などが若干異なりますので、管理機関にお問い合わせください。

市町村	団地名	区画数
海南市	海南あつそ	52
	海南駅前	20
有田市	糸我	59
	宮原	24
	港	70
紀の川市	長山	208
橋本市	野	48
	みゆきつじ	24
紀美野町	野上	24
	小畑	8
湯浅町	青木	48
	御殿場	40
有田川町	徳田	48
	糸野	24
	吉原	31

2 日高振興局建設部総務調整課

〒644-0011

御坊市湯川町財部651

☎ 0738-24-2908

市町村	団地名	区画数
御坊市	藤田	50

3 西牟婁振興局建設部建築課

〒646-8580

田辺市朝日ヶ丘23-1

☎ 0739-26-7922

市町村	団地名	区画数
田辺市	新万	76
	文里	32
	内ノ浦	88
	西跡之浦	52
	中芳養	48
	鮎川	30
	鮎川第二	47
	栗栖川	24
白浜町	阪田	48
	日置	52
	椿	30
上富田町	丹田台	96
	岡	29

4 東牟婁振興局串本建設部総務用地課

〒649-3510

東牟婁郡串本町サンゴ台783-8

☎ 0735-62-0755

市町村	団地名	区画数
すさみ町	すさみ	24
串本町	串本	24
	出雲	32

5 東牟婁振興局新宮建設部総務調整課

〒647-8551

新宮市緑ヶ丘二丁目4-8

☎ 0735-21-9624

市町村	団地名	区画数
新宮市	丸山	72
	佐野	48
那智勝浦町	宇久井	56
太地町	平見	80